

第 6 次内閣府本府政策評価基本計画（改正案）のポイント

第 6 次内閣府本府政策評価基本計画（以下「基本計画」という。）の改正に当たって、基本計画決定時から変更した主な箇所は以下のとおり。

1. 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進について

政府全体における EBPM の推進が図られている中、平成 29 年 5 月 19 日の統計改革推進会議の最終取りまとめにおいて、政策評価についても「統計等データ利活用の推進及び統計等データの評価書等への明記」などの取組を進めることとされている。

内閣府においては、平成 29 年度中に政策評価の計画等に EBPM 推進に必要な事項の反映を図ることとしており、基本計画の「4 政策効果の把握に関する事項」に「統計等を積極的に利用して EBPM を推進する観点から」定量的な評価手法の開発等に努める旨を明記する。

2. 規制の政策評価について

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定、平成 29 年 7 月 28 日一部変更）において、規制に係る政策の事後評価が新たに義務付けられたことから、「7 事後評価の実施に関する事項」に当該項目を新設する。

これに伴い、「6 事前評価の実施に関する事項」と「7 事後評価の実施に関する事項」の構成を整理する。

3. 政策評価体系（別紙）について

政策評価体系は、これまで基本計画及び実施計画に別表として定めてきており、毎年度、新たな実施計画の決定の都度、機械的な改正を要していたところ、今後は実施計画において定めることとし、基本計画から別表を削除する。

【参考】政策評価の実施に関するガイドライン（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承）（抜粋）

1 政策の体系化

(2) 政策体系の明示

政策体系については、あらかじめ明示し、基本計画あるいは実施計画を策定する際に併せて公表することを基本とする。また、政策体系に変更・追加があった場合は、適切に対応するものとする。